

無人飛行機の法規関連

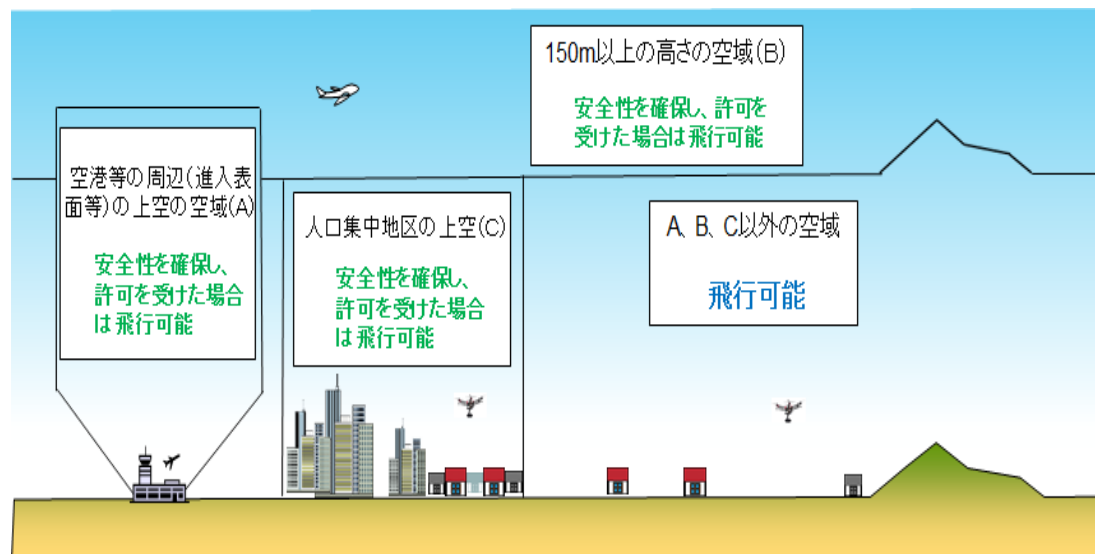
改正航空法(2015年12月10日施行)

航空法では、航空機以外の物体や行為について航空機の飛行に及ぼす恐れのある行為を制限していますが、新たに**無人航空機(200g以上)**が追加されます。

新航空法が施行されると導入される無人航空機(200g以上)は ①**無人航空機の空域の制限** ②**無人航空機の飛行の制限** ③**無人航空機に関する例外と罰則** の適用を受ける事になります。

(1) 無人航空機の飛行禁止区域(航空法第132条)

(A)～(C)の空域は、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域に指定されており、無人航空機を飛行させるにあたり、安全性を確保し、国土交通大臣の許可を受けた場合にのみ飛行可能となります。



画像: 国土交通省航空局「航空法の一部を改正する法律案の概要」より(空域の形状はイメージ)

人口集中地区(DID)か否かを確認するには jSTAT MAP(Web-GIS)が便利です
<https://jstatmap.e-stat.go.jp/gis/nstac/>

無人飛行機の法規関連

改正航空法(2015年12月10日施行)

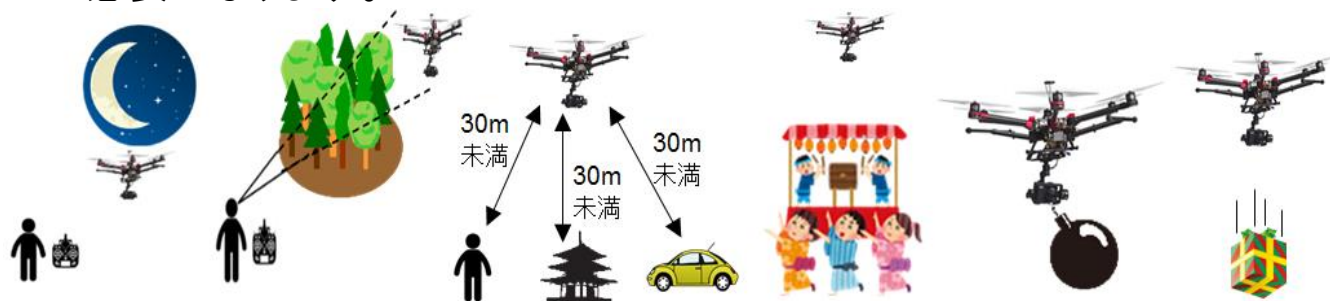
(2) 無人航空機の飛行方法の制限(航空法第132条の2)

無人航空機を飛行させる場合には、

- ① 日中に飛行させること
- ② 目視範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ③ 人又は建物、車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること
- ④ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- ⑤ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑥ 無人航空機から物を投下しないこと

上記①～⑥を順守する必要があります。

上記以外の方法で無人航空機を飛行させようとする場合には、国土交通大臣の承認の手続きが必要になります。



(夜間飛行) (目視外飛行) (30m未満の飛行) (イベント上空飛行) (危険物輸送) (物件投下)

画像:国土交通省航空局「航空法の一部を改正する法律案の概要」より

無人飛行機の法規関連

改正航空法(2015年12月10日施行)

(3) 無人航空機に関する例外と罰則(航空法第132条の3・第157条の4)

(捜索・救助等のための特例)

都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(無人航空機の飛行等に関する罪)

50万円以下の罰金

(機体操縦者のみではなく法人も罰則の対象となる可能性があります、注意の喚起が必要です。)

無人飛行機の法規関連

改正航空法(2015年12月10日施行)

(4) 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の申請

禁止空域での飛行や定められた飛行の方法以外での飛行を実施する場合は、飛行に関する許可・承認を申請する必要があります。

○申請期限 **飛行開始予定日の10開庁前までに申請を行う。**

○申請の際の必須事項

・空港等の周辺又は地上又は水面から150m以上の高さの空域における飛行の許可の申請

(法第132条第1号の空域における許可申請) → **各管轄空港事務所長**

・それ以外の許可・承認申請 → **国土交通大臣(本省運航安全課)**

に、それぞれ郵送などで提出する必要があります。(インターネット申請は現在検討中)

○申請の際の必須事項(抜粋)

①操縦者の飛行経験:10時間以上の飛行経験を有すること②「やむを得ず、第三者の上空を飛行させる場合」、使用する機体について、飛行を行おうとする日からさかのぼって90日以内に、1時間以上の飛行経験を有すること③地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行の場合、「許可申請の前に」空港事務所長等と空域調整を行う④安全確保のための対策に関するマニュアルを作成すること等々

詳細は国土交通省ホームページ「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html